

## 中国行政訴訟法の改正条文等について(6・完)

JICA長期派遣専門家  
弁護士 白出博之

### [目次]

- 第1章 中国行政訴訟法の改正
- 第2章 新行訴法の主要な改正点 ~ 以上まで68号-72号掲載
- 第3章 新行訴法施行後の回顧と展望等 ~ 以下本号掲載
  - 第1 法制度整備支援の視点から
  - 第2 最高人民法院関係者の認識
- 第4章 結語に代えて・公益訴訟に関する2017年改正

### [本文]

#### 第3章 新行訴法施行後の回顧と展望等

##### 第1 法制度整備支援の視点から

- 1 全国人大常務委員会法制工作委员会行政法室との交流は、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）のご支援によって実現した2010年11月の行政訴訟法現地セミナーを嚆矢とする。また、その後に採択された国別研修『行政訴訟法及び行政関連法』（2012年7月1日～2015年6月30日）においても、ICDのご調整による日本国内関係機関及び専門家の先生方により<sup>1</sup>、行訴法改正（及び行政復議法等）の改正に関連して、3回の訪日研修（①2012年7月、②2013年4月、③2014年5月）、2回の現地セミナー（①2013年9月、②2014年9月）を実施して日本法の知見を継続的多角的に提供している<sup>2</sup>。
- 2 さらに2017年1月18日実施の「JICA中国法整備支援成果発表会（行政関連法）」においても、法制工作委员会行政法室の担当責任者は上述した訪日研修・現地セミナーの中国行訴法改正への影響として次のように指摘しており、高い評価と厚い

<sup>1</sup> 具体的には、法務省民事局、大阪地方裁判所行政部、大阪国税不服審判所、内閣府情報公開・個人情報保護審査会、総務省行政管理局行政手続室、国土交通省、東京都及び多治見市である。また講義等をご担当頂いた国内専門家としては宇田川幸則先生、村上敬一先生、市橋克哉先生、本多滝夫先生、畠山武道先生、岡田正則先生である。本紙面を借りて改めて御礼申し上げます。

<sup>2</sup> 全国人大法工委行政法室編『行政訴訟法立法背景と観点全集』（法律出版社、2015）からは、訪日研修・現地セミナーで取り扱われた具体的論点及びそれに関する日本法関連制度を取りまとめた起草作業の資料とされたことが明らかにされている。具体的には、日本行政訴訟制度（一）[前掲368頁以下、2012年訪日研修]、日本行政訴訟制度（二）[同373頁以下、2012年7月訪日研修]、日本行政訴訟制度（三）[同377頁以下、2013年4月訪日研修]、日本行政訴訟制度（四）[同381頁以下、行政復議関連]、日本行政訴訟制度座談会レポート（一）[同387頁以下、2010年11月現地セミナー]、日本行政訴訟制度座談会レポート（二）[同392頁以下、2013年9月現地セミナー]、日本及び台湾地区における行政訴訟法中の民事訴訟法関連規定の準用について[同398頁以下]である。

感謝の言葉が述べられている<sup>3</sup>。

『行訴法改正に関して、これまで我々は日本に3回の調査研究（訪日研修）に赴き、中国で2回の国際シンポジウム（現地セミナー）を開催し、日本の行政訴訟制度について比較的全面的に調査を行った。総じて言えば、JICAとの協力で実施した調査研究活動が中国行訴法改正に与えた影響は全面的なものであり、日本の制度の条文のいくつを参考にしたと言うだけではその影響の程度を説明することはできず、例えるならば「良い雨は降るときを知り、音も立てずに一面を潤す（※杜甫の詩「春夜喜雨」からの引用）」ものと言えよう。今回改正しなかった制度も一部あるが、そこにも日本の制度の影響がある。

例えば、訴訟による執行不停止について、中国の学者は執行停止を原則とする旨が主張され、政府からの意見は改正には賛成しないというものであったが、日本も執行不停止ではあるが、2004年行政事件訴訟法改正で執行停止要件が緩和された。この問題について、日本の有識者と踏み込んだ討論を行い、最終的に、中国でも大きな改正は行わないが、執行停止事由を追加することとした。また、例えば訴訟の類型化論に関して、これは日本の行政訴訟制度の一つの特徴であるが、中国行訴法改正においても類型化による設計を検討し、日本の有識者と踏み込んだ意見交換を行った結果として、やはり当事者の訴権を制限する可能性が憂慮されたため、類型化による制度設計は行わないこととしたものであるが、判決形式においては類型化に基づく設計とした。また、事件受理の範囲、合法性審査の原則、原告適格、公益訴訟、行政復議（行政不服審査）と行政訴訟の関係、行政紛争と民事紛争重複の処理、民事訴訟ルール引用等の諸問題について、いずれも踏み込んだ意見交換を行った結果、中国の行訴法改正等に重要な影響を与えている。

さらに、日本側の有識者は、日本の行政訴訟制度を説明するだけでなく、中国行訴法改正の状況にも関心を寄せて意見や提案を示して下さり、中国行訴法の改正に大きく貢献したものである。』

## 第2 最高人民法院関係者の認識

新しい中国行訴法は2015年5月1日から施行されているが、施行後1年間の実施状況等（新行訴法実施の成果、問題点、対策と展望）に関する最高人民法院行政庭・耿宝建裁判長によるコメントの要点は以下のとおりである<sup>4</sup>。

### 1 新行訴法実施による成果

まず「理論界及び実務界では行訴法の一部改正内容については、なお意見の相違はあるものの、総体的に言えば行訴法改正は公民、法人及びその他の組織の合法的権益の保護、行政機関の法治意識及び法による行政水準の向上、行政裁判の権威及び司法

<sup>3</sup> 2017年1月18日実施『JICA中国法整備支援成果発表資料（行政関連法）』3～9頁参照。

<sup>4</sup> 耿宝建『新「行政訴訟法」施行1年における回顧と展望』『法律適用』2016年8月号8～14頁参照（以下「文献①」と略）。

の公信力の向上、長期にわたり行政裁判の発展を妨げてきた際立った問題の解決によって、十分に積極的な役割を果たしたことは間違いない」と指摘し、関連データの分析結果<sup>5</sup>から見ると、行政事件について以下に示すような「変」と「不変」は、特に注目に値するという。

**1) 立案難が基本的に解決し、事件受理件数が大幅に増加したこと<sup>6</sup>。**2015年、全国法院の一審行政事件受理件数は前年比約60%増の22万398件となり、行政訴訟における「立案難」問題が基本的に解決され、「立案しない、資料を受け取らない、裁判を下さない」という「三不」現象は明らかに減少した。被告の水準が明らかに上昇し、2015年に國務院部門が応訴した事件は3,724件に達した。行政事件件数が大幅に増加したことは、新法による「立案難」解決のための措置がその機能を発揮したことを意味するとともに、行政名宛人の行政訴訟に対する信頼度が上昇し、理性的で適法な方式により要求を表現することを選択する志向が高まったことを意味する。行政事件件数は前年と比較して明らかに増加したが、刑事、民事事件件数に比べて行政事件件数はまだ多くなく、長年にわたり事件総件数の2%にも満たない状況が続いており、また行政法執行の総件数及び行政法執行における権利侵害現象と比べると、増加する余地はなお比較的大きいという点にも注意すべきである。行政事件件数全体は今後も引き続き増加すると予測できるが、増加幅が2015年水準を維持できるか否かについてはなお観察が必要である。むしろ行政裁判機能が発揮されたか否かは、事件件数を唯一の指標とすることはできず、法による行政に対する行政訴訟制度の推進及び牽引的作用により注目すべきである。人民法院も単に事件件数で行政裁判を評価、審査すべきでなく、「事件があれば必ず立案し、訴えがあれば必ず審理する」という基本的要求を堅持するとともに、法による行政に対する促進的役割をより一層重視すべきである。

**2) 行政機関の敗訴率がやや上昇したこと<sup>7</sup>。**2015年に全国法院の一審行政事件で結審した全事件における行政機関敗訴率は、例年に比べて比較的大幅な上昇が見られた。判決方式で終了した事件における行政機関の実体敗訴率（実体裁判での敗訴率）は例年に比べてやや上昇した。北京市第一中級人民法院が審理した部・委員会に係る912件の行政事件を例に挙げると、中央の部、委員会の実体敗訴率は33.5%に達し、全国データと基本的に同じであった（※従前の行政機関敗訴率は8～10%）。これらのデータは、新法では行政機関に対する監督がさらに重視され、原告の合法的權益がより十分に保障されるようになったことを表すとともに、行政機関の行政法執行水準がさらに向上する比較的大きな余地が残されていることを示している。敗訴事件

<sup>5</sup> 具体的には最高人民法院研究室による「全国法院の行政事件と国家賠償事件審理状況分析」「全国法院刑事事件審理状況分析」「全国法院民事事件審理状況分析」「2015年全国法院各種事件裁判執行状況」、「立案登記制改革一周年回顧と展望座談会」（『人民司法』2016年第10期）等による。

<sup>6</sup> 文献①8～9頁参照。

<sup>7</sup> 文献①9頁参照。

類型の分析結果から見ると、人民法院が手続違法により行政行為の違法を確認した事件件数の増加は顕著で、政府情報公開の類の事件の敗訴率が明らかに高く、家屋登記に係る事件の敗訴率が一貫して高止まりの状態だが、これらの点は特に注意する必要がある。全国の各省、市の行政機関敗訴率の比較結果から見ると、各地域の格差は明らかである。これは各地の行政法執行水準に格差が存在し、行政裁判の裁判基準及び審査の強度の統一が早急に必要であり、さらに行政裁判の外部環境がなお裁判結果にかなり影響を及ぼすことを示している。2015年における1つの新たな変化としては、行政機関が司法の裁判を尊重する意識がいくぶん高まり、行政法執行の基準がさらに司法審査の基準に接近した点である。一部行政機関はさらに厳格な敗訴責任追及制度を廃止し、より理性的、客観的に勝訴・敗訴に対応するようになった。人民法院は行政裁判の機能の位置付けをさらに明確にし、行政裁判の立法目的が行政機関に敗訴判決を下すことではなく、行政機関の勝訴・敗訴は人民法院が違法な行政行為に対して発行する「診断書」に過ぎず、裁判を通じて法律の境界を明確にし、行政法の執行を監督し、官・民の矛盾を解決し、行政紛争を減少させることこそ行政裁判制度の最終的な目標である旨の理解を深めた。

**3) 行政事件上訴率がなお高止まりの状態にあること<sup>8</sup>。**長年にわたって行政事件上訴率は高い水準にあり、2015年はやや上昇した。その原因は多重的だが行政裁判の公信力が高くないことに関係があり、また行政名宛人が訴訟を選択後、通常は訴訟手続をできる限り遂行したいと考えることに関係があり、さらに行政機関の法執行に対する姿勢、業務上の品行が厳格でないことが行政名宛人の怒りを買うこととも関係がある。民事事件に比べて、行政訴訟費用の調節の仕組みが機能せず、行政法規における権利義務の境界が明確でないことも比較的高い上訴率を生じる重要な原因である。このほか、新法実施後に[案多人少]（事件は多いが人が少ない）の矛盾が激化したこと、審理期間内の結審という要求が高くなったこと、及び選択可能な裁判方式が増加したこと等の理由により裁判官が協調和解を採用する意向が弱まり、事件の実体判決率が向上したことも、客観的に上訴率の上昇を生じさせた。2015年、行政機関による上訴事件件数がやや増加するという新たな変化が発生した。

**4) 二審事件の原判決変更率の明らかな向上が見られたこと<sup>9</sup>。**新法の実施後、二審法院が上訴事件について差し戻し、判決が変更された事例が2014年を明らかに上回った。その原因は多重的であるが、①管轄等級の引上げに伴って半数近くの二審事件を高級人民法院が担当するようになったところ、高級人民法院は（中級人民法院に比べて）司法意識がより厳格で水準も高いこと、②上級法院の裁判の質及び妨害に対する抵抗能力が下級法院よりも高いこと、③行政裁判における法律適用は比較的複雑で、新類型事件の裁判基準が統一されておらず、上・下級法院の裁判の基準に違いが

---

<sup>8</sup> 文献①9頁参照。

<sup>9</sup> 文献①9頁参照。

存在すること、④下級法院の行政裁判官の流動性が比較的高く、過去の裁判基準及び基準の理解が不十分であり、教育、研修、情報の共有、類似事例による指導等の手段を通じて裁判基準を早急に統一する必要があること等である。

**5) 申訴率が高い水準を維持していること<sup>10</sup>。**行政事件の申訴率が高いことと上訴率が高いことには同じ原因がある。申訴率が上昇する主要原因は新法で確立された再審申立事由の法定化にある。新法の実施後は当事者の再審申立てがさらに便利になり、法院が再審申立てを受理する要件が緩和され、高級人民法院及び最高人民法院の下級人民法院の裁判に対する監督もさらに直接的で、迅速になった。当然、一部法院の再審申立要件に対する理解が不正確であることも関係しており、ある法院は6か月の再審申立期間内に再審申立てが提出された場合、一律に受理しなければならないと考えており、新行訴法第91条で定められた再審申立要件が軽んじられている。

**6) 訴訟取下げ率が下がり続けていること<sup>11</sup>。**数年来、全国法院の一番行政事件の訴訟取下げ率は下降傾向にあり、2013年41.87%、2014年30.23%から、2015年は21.60%まで下がっている。訴訟取下げ率の持続的な下降は、司法政策の影響を受けたことだけでなく、裁判官の結審に対するプレッシャーに関係するとともに、紛争解決の難度が高まっていることも反映している。調解による結審のために費やされる裁判官の時間と労力は一般的に判決による結審の場合よりも多いことから、今後の一定期間は、行政裁判官の調解に対する積極性の低い状態が続き、調解による結審割合はさらに下がる可能性がある。大局的な理解が必要な点は、一番の調解、訴え取下げ率の下降に伴って、一番裁判官の業務量が減少する可能性があるが、それに伴って上訴、再審申立率が上昇し、二審及び再審裁判官の業務量が増加する可能性がある点である。よって、「調解可能な事件は調解を実施し、判決すべき事件は判決を下す」ことは、現在の行政裁判において堅持すべき原則である。

**7) 判決が発効した事件の差戻し・原判決変更率がなお非常に低いこと<sup>12</sup>。**数年来、全国法院における判決が発効した事件の差戻し率、原判決変更率については一貫して大きな変化がなく、再審制度を通じて誤りが是正される割合は一貫して比較的低い。これは、一番、二審手続を経て、行政事件の質が基本的に保障され、刑事事件、民事事件と比較して行政事件の質には多くの者が想像するような格差は存在しないことを物語っており、再審申立制度の明らかな欠陥や、比較的大きな割合の再審申立事件自体の質にも必ずしも問題がないことを意味する。一部地域では行政事件の再審申立制度を反映し、既に最終審で敗訴した当事者のための廉価な権利擁護手段となっており、行政申立による再審制度の全面的改革が待たれる。

以上総括すれば、新行訴法施行からの1年間、行政裁判業務には喜ばしい変化があった。立案難問題が基本的に解決し、人民法院による協調和解はさらに理性的になり、

---

<sup>10</sup> 文献①9頁参照。

<sup>11</sup> 文献①9～10頁参照。

<sup>12</sup> 文献①10頁参照。

判決方式により結審する割合が明らかに向上し、行政機関の敗訴率がやや上昇し、紛争を実質的に解決する行政裁判の位置づけがより一層明確となり、行政裁判における司法の公信力及び司法の権威が明らかに高まったということができ、1年間の実践は行訴法の改正目的が基本的に実現したことを示している。新法施行からの1年間、最高人民法院も非常に得難い歴史的機会を十分に利用し、一連の「連続技」により、積極的に立案登記制改革と足並みを揃えて、司法解釈及び司法政策を速やかに公布し<sup>13</sup>、行政区画を跨る管轄改革の深化を推進して、全国人民代表大会常務委員会に行政裁判活動に関する特別報告を行い、行政裁判白書及び典型案例の公布業務を全面的に深く推進し、新たな状況・問題の調査研究を積極的に実施し、新法の施行1周年の総括、宣伝を全面的に手配した。かかる一連の措置により、新法の徹底、実施を効果的に推進し、行政裁判活動のための好ましい外部環境を醸成したものである。

## 2 新行訴法の実施において存在する問題

最高人民法院行政庭・耿宝建裁判長によるコメントは、新行訴法の実施において存在する状況・問題点として、以下の点を指摘する<sup>14</sup>。すなわち、本改正では問題志向が堅持され、主要な矛盾をしっかりと把握し、主要な問題を解決することに重きが置かれたため、なお多くの問題が未解決であり、実務を通じて答えを出す必要があり、また、新法・新制度を全面的に実施するには、「行政復議法（行政不服審査法）」等の関連法もこれに合わせて改正することが必要である。1年間の実践を通じて、新法実施はなお「慣らし運転の時期」にあり、新法の実施状況を全面的、客観的に評価するには未だ機が熟していない。また、新法実施後の「変」と「不変」は今後もさらに観察する必要があり、現在、新法の限界効用逡減現象が短期間内に発生するか否かを判断することは困難であるため、行政訴訟が既に好ましい形で発展軌道に乗ったというには時期尚早である。むしろ、現在、新法実施において次のような新たな状況、新たな問題が発生しており、特に注意する必要がある。

**1) [案多人少] (事件は多いが人が少ない) 現象が激化し、4等級の法院の事件件数の「逆ピラミッド」現象が日増しに深刻化<sup>15</sup>。**立案登記制が実施され、事件受理範囲が拡大し、管轄等級の引上げ及び上級人民法院から下級人民法院への管轄権移転の取消に関する規定が定められ、再審申立事由が法定化され（実質的三審制）、再審申立事件は全て直近上級法院の管轄となり、行政事件に特有の上訴率、申訴率が高く、訴訟費用の調節の仕組みが機能しない等の要素が積み重なって、現在4級法院の事件件数はいずれも明らかに増加しており、法院の等級が高くなるほど受理件数は増加し、受理件数の「逆ピラミッド」現象が非常に顕著である。民事事件の85%以上を基層人

<sup>13</sup> 立案登記については「立案登記の若干の問題に関する規定」全20条が、2015年4月13日に最高人民法院裁判委員会により決定され、同5月1日から施行されている。

<sup>14</sup> 文献①10頁以下参照。

<sup>15</sup> 文献①10頁参照。

民法院が審理する状況とは異なり、全国の基層人民法院・中級人民法院が受理する行政事件件数の割合はほぼ各50%である。中級人民法院が処理する一審事件の件数増加は、高級人民法院の二審事件及び最高人民法院の再審申立事件の件数激増を直接生じさせており、高級人民法院及び最高人民法院の下級に対する業務指導、司法政策制定等の機能発揮に影響を及ぼしており、高級人民法院及び最高人民法院における「案多人少」という矛盾が激化している。2015年に、多くの高級人民法院行政法廷の1人当たり事件処理件数は既に刑事、民事裁判部門を超えており、行政事件件数は高級人民法院総事件件数の中でかなり大きな割合を占める。司法改革試行地域において、行政事件件数の増加及び行政裁判官の定員減少は、行政裁判活動に影響を及ぼす重要な要素になっている。

**2) 行政機関の出廷応訴の負担が明らかに増加<sup>16</sup>。**行政事件件数の増加及び行政機関の出廷応訴への要求の高まりにより、各級行政機関の応訴力が明らかに不足し、法制部門は応訴に疲れ、行政不服審査の機能もいくぶん弱まり、全国の行政不服審査事件の件数は増加せず減少に転じている。維持決定を下した不服審査機関を共同被告とする制度及び原告が管轄法院を選択する制度は、不服審査機関が多くの地域の法院で応訴する現象を生じさせた。2015年に国土資源部が単独で被告となった事件が128件、不服審査により共同被告となった事件が163件、その合計は2014年比780%増で、計11の省、市で応訴した。住宅都市・農村建設部が単独で被告となった事件が24件、不服審査により共同被告となった事件が526件、その合計は2014年比478.9%増で、計8の省、市で応訴した。一部の不服審査機関の報告によれば、法廷審問における立証、証拠調べ、弁論等の主要業務は原行政機関が担当することから、不服審査機関は出廷しても何もせず、何も発言しないことが比較的一般的となっており、不服審査機関の出廷応訴の実質的効果については観察が必要である。また、一部地方の報告によれば、2015年に行政不服審査事件件数が減少し、不服審査の機能が若干弱まった。

**3) 管轄改革の経験についてなお模索中<sup>17</sup>。**新行訴法では「最高人民法院の承認を得て、高級人民法院は裁判活動の実情に基づき、若干の人民法院を指定し、行政区域に跨る行政事件を管轄させることができる」と規定しているが、最高人民法院はこれを受けて「人民法院の行政区域に跨る行政事件の集中管轄に関する指導意見」を公布し、全国各地でも個別に多様な形式の集中管轄法案を制定した。①中級人民法院の管轄区域内で複数の基層人民法院を指定し、行政区画に跨るその他の基層人民法院の行政事件を管轄させ、集中管轄法院は一般的に簡易手続事件、当事者が自由意思で当地の法院管轄を選択した事件及び訴訟以外の執行事件のみを管轄する（福建省、貴州市、広東省の試行法院は基本的にこの方式を採用）。②鉄道運輸法院の場所を借りて行政事

<sup>16</sup> 文献①10頁参照。

<sup>17</sup> 文献①10～11頁参照。

件の集中管轄を実施する（例えば、蘭州鉄道運輸中級法院、広州鉄道運輸中級法院と鉄道運輸基層法院、南京鉄道運輸基層法院と徐州鉄道運輸基層法院等）。③原告に管轄法院を選択する権利を付与することを特徴として、中級人民法院の管轄区に1～2か所の行政裁判区域中心法院を設立し、原告は自由意思で被告所在地の法院又は区域中心法院の管轄を選択する。④北京市、上海市の行政区画に跨る法院は一部行政事件を管轄する。また、一部地域ではさらに集中管轄と異地管轄、交叉管轄を組み合わせている。総括すると行政事件管轄改革は現在、なお統一モデル及び成熟した経験が不足しており、関連法院は当地の実務を踏まえて、各種の形式により模索し、行政の干渉を防止し、行政事件の集中及び限りある裁判官の集中を実現することを目標とし、行政裁判の専門化及び裁判官の職業化の実現、裁判基準の統一に努めている。もっとも、管轄改革には、集中管轄が真の意味で行政の干渉から脱却するにはなお実務経験が必要であり、行政裁判の現有人材の安定が非常に困難であり、行政裁判と当地の行政法執行との好ましい形での相互作用に空白が生じ、人民のための司法措置の実施難度が高い等の問題がある。

**4) 訴権の濫用現象の早急な解決が必要<sup>18</sup>。**新法及び立案登記制ではいずれも訴権に対する尊重・保護が強調されており、施行から1年間の状況にもこの所期の目標が既に基本的に実現されたことが反映されているが、立案審査制から立案登記制への移行過程において、一部法院は行政事件の立案について全く審査せず、立案すべきでない一部事件が法院に流れ込んでいる。2015年に終了した一審行政事件中では、訴え提起の却下裁定の割合が明らかに2014年よりも高いが、これは立案登記制に関係があるとともに、ごく少数の当事者による訴権濫用にも関係がある。訴権濫用の主な内容としては、①訴訟の繰返し（つまり同一行為の各手続段階について提訴を繰り返す、又は異なる行為、異なる行政機関について提訴を繰り返すもの）、②法律で定められた苦情・通報制度を利用し、仲裁、民事訴訟による解決がより適している紛争を行政紛争に転化して、行政機関の苦情、通報の調査、処理の職責不履行、不完全履行を理由として行政訴訟を提起するもの、③上・下級の行政機関間の層級監督（行政機関の等級順に従って上級機関が一級下の機関に対する監督を行う体制）に関する規定を利用して、下級行政機関の管轄事項につき、上級機関の監督、移送さらに調査、処理の職責不履行を理由として行政訴訟を提起するもの、④政府情報公開に関する立法が不完全、不明確であるという盲点をつき、申立てを受けた機関が法により政府情報を公開しないことを理由に行政訴訟を提起するもの、⑤訴訟手続権の濫用（例えば、管轄権の異議、忌避、行政機関責任者の出廷応訴の要求及び行政機関責任者の不出廷を理由とした陳述拒絶、法廷審理の進行の妨害等により法廷審理に協力しないもの）等が存在する。

**5) 関連新制度の規定は比較的原則的であり、理解、執行が不統一。**例えば、行政

---

<sup>18</sup> 文献①11頁参照。

機関責任者出廷応訴制度の実施には必要な保障措置がない。法院は行政機関責任者の出廷応訴を提言することしかできず、明確な懲戒職権がなく、しばしば板挟み状態に陥る。原告はしばしば行政機関責任者が出廷しないことを理由に審理延期さらには裁判官忌避を求め、被告行政機関は人民法院の責任者出廷通知を無視、又は法院の越権行為であると判断する。責任者出廷応訴制度が全国的に不均衡である現象が非常に顕著である。さらに不服審査機関が維持決定を下した場合に共同被告になる制度において、不服審査機関が原行政行為の維持・変更決定を下した状況をどのように把握するのか、法廷審理及び判決において行政行為及び不服審査決定の適法性審査の違いをどのように把握、体現するかについて、運用に関する細則がない。行政合意事件の受理範囲の認識統一が早急に必要であり、その審理・判決方式もなお経験の蓄積が必要で、行政に係る法規範、民事に係る法規範及び行政合意において当事者が約定する関係もなお整理・明確化が必要で、行政合意の適法性及び契約性、行政行為と契約の締結、履行行為審査方式のさらなる明確化が必要である。行政事件を類型化した審理モデルがなお統一されておらず、審理の標準化及び適正化の程度が比較的低く、司法の不統一現象がしばしば発生している。一部の新制度、例えば、簡易手続の適用範囲、手続の設計、文書の作成には統一的基準がなく、あるべき役割が発揮されていない。

### 3 展望～新行訴法実施において存在する問題への対応

最高人民法院行政庭・耿宝建裁判長によるコメントでは、新行訴法の実施において存在する新たな状況・問題を解決するにあたり、次の活動を優先的に考慮すべきと指摘している<sup>19</sup>。

**1) 立案登記の適正化である<sup>20</sup>。**立案登記制を正しく理解し、新行訴法及び司法解釈で定める立案要件を正確に把握し、立案庭と行政裁判庭の意思疎通、協調の仕組みを整備し、法により不立案裁定をなすべき事件は直接不立案裁定を下し、行政裁判庭が訴え提起の却下裁定を下すことによる訴訟負担の増加を減少させ、当事者の誤解を回避すべきである。また、立案部門も訴訟における指導を強化し、実質的紛争の解決及び当事者の実体的権益擁護を目標として、原告の訴訟負担の軽減だけでなく、司法資源及び行政機関の出廷応訴に関する資源の節約に有利となるようにすべきである。立案部門は、原告が被告と訴訟請求を正しく確定し、適切な行政行為を選択できるように指導し、訴え提起却下裁定の割合が過度に高い問題を効果的に緩和することにより、行政事件に一貫して存在する[官了民不了、案結事不了]（役人の問題が解決しても人民の問題が解決しない、結審しても問題解決しないこと）という現象を立案時から減少させ、行政訴訟手続の空転と訴訟繰り返しの問題を防止すべきである。

**2) 当事者が訴権を正しく行使するよう保障、指導する<sup>21</sup>。**事件があれば必ず立案

<sup>19</sup> 文献① 1 2 頁以下参照。

<sup>20</sup> 文献① 1 2 頁以下参照。

<sup>21</sup> 文献① 1 2 頁以下参照。

し、訴えがあれば必ず受理する原則を堅持するとともに、党第18期中央委員会第4回全体会議の「虚偽の訴訟、悪意の訴訟、理不尽な訴訟の繰返し行為に対する懲罰を強化する」旨の要求を徹底し、特定の事件類型、ごく少数の当事者の訴権濫用問題について、法により厳格に審査すべきである。条件を満たす事件にき、法により『中華人民共和国行政訴訟法』の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈」第3条を適用し、事件資料の確認、調査及び当事者への尋問により、直接訴え提起却下裁定を下す。政府情報公開、苦情通報、層級監督等分野において発生する訴権濫用状況について真摯に検討し、行政訴訟事件の受理範囲に関する理論、原告適格論、行政行為の効力理論、多段階行政手続に関する理論、成熟性原則、訴えの利益論、既判力理論、一時的権利救済に関する理論等を組み合わせ、当事者の正しい訴権行使を法により適正化し、指導する。

**3) 行政機関責任者の出廷応訴に関する規定を全面的に理解すること<sup>22</sup>。**行政機関責任者出廷応訴制度は、中国の特色ある行政訴訟制度におけるイノベーションである。同制度は行政紛争を効果的に解決する上で、人民大衆の法治への信用を高める上で、行政法執行水準を向上させる上で、責任者が法を学び法を使用する能力を向上させる上でも、法律の権威を確立する上においても有益である。「行政機関の応訴業務の強化及び改善に関する意見」の関連精神によると、当該地域の人民大衆の生産、生活・社会の安定に係る集団事件、社会に重大かつ複雑な影響を及ぼす事件、法律を適用する価値がある重要事件、当地域の類似した法執行に比較的大きな影響を及ぼす可能性がある事件、係争金額が莫大な事件及び行政機関責任者の出廷を人民法院が書面で提言した事件につき、行政機関責任者は自ら出廷応訴しなければならない、職員に出廷応訴を委任するだけであってはならない。人民法院は訴訟に係る状況及び責任者の出廷応訴状況を速やかに行政機関に報告し、政府法制弁公室等のルートを通じて督促し、提訴された行政機関及びその責任者が適切に出廷応訴業務を実施するよう指導し、かつ責任者の出廷応訴状況の通報、審査を実施し、責任者の出廷応訴を誘導、奨励すべきである。また、行政機関責任者が出廷すべきであるにもかかわらず出廷しない場合も、事件の正常な審理を妨げないことを明確にし、原告に対する法解釈業務を適切に実施し、責任者が出廷するか否か、出廷しない正当理由があるか否か等の細かな点により法廷審理が妨害され、正常な法廷審理秩序が影響を受けないようにする必要がある。原告の訴権の誤った行使、忌避申立ての繰返し、行政機関責任者の不出廷を理由にして法廷審理に参加しない等の法廷規律違反行為について、法により適正化すべきである。

**4) 事件管轄制度改革を完全な形で実施し4等級人民法院の機能的位置付けを模索する。**新行訴法及び「人民法院の行政区域に跨る行政事件の集中管轄に関する指導意見」に定められた精神に基づいて、行政事件集中管轄改革を積極的かつ確実に、秩序

---

<sup>22</sup> 文献①12～13頁以下参照。

正しく推進する。

**5) 手続の繁簡分流（事件の事実，証拠，難易度，複雑度，情状の軽重等に基づき，事件を通常手続，簡易手続に明確に区別し処理を行うこと）を実施し「簡単な事件は迅速に審理し，難しい事件は詳しく審理する」姿勢を堅持する<sup>23</sup>。**事実が明らかで，権利義務関係が明確で，紛争が大きくない又は当事者が同意した事件は，簡易手続を適用することができる。不服審査機関を被告とする事件及び情報公開事件等の事件は類型化による処理を重視し，類似事件について行政事件略式裁判の仕組みを模索し，標準的な訴訟の適用について研究し，裁判基準の統一を実現すべきである。

**6) 行政裁判の適正化及び標準化を強化し，行政裁判の質の向上を図る<sup>24</sup>。**行政事件の類型は複雑で，関係する管理分野が多く，行政上の法律関係が雑然としており，行政裁判官は法を選択し，法を解釈し，法を使用する高い能力が求められる。よって，行政裁判の質の向上を図るための思想と方法は，刑事，民事裁判とは区別すべきである。行政裁判は裁判業務の適正化及び標準化をさらに重視し，これにより裁判の水準を向上させ，裁判の基準を統一すべきである。行政事件の特徴により，行政裁判官が各行政管理分野において専門家であることは困難である。よって，行政裁判官内部において適切に専門化された役割分担により司法能力を高めるだけでなく，審理手順，開廷審理及び判決文の標準化を通じて裁判の質を保証し，裁判統一を確保すべきである。例えば，訴状，上訴状，再審申立書及び答弁書の書式を細分化することにより，当事者の訴訟参加，資料提出及び法廷審問への参加の適正化を実現する。一審，二審及び再審申立事件の裁判手順を整備し，判決文書式の統一化により，事件審理の標準化及び適正化を実現し，科学的評価のための基礎を固める。統一的な司法解釈が短期間では困難である状況下で，上級人民法院は個別事件の指導，指示伺いへの回答，典型事例の公布等の各種形式を通じて，認識が一致している法律の見解及び裁判基準をできる限り早く対外的に公布し，下級人民法院の司法業務を指導し，また行政機関に法執行のための指針を与え，「同じ事件に異なる判決」現象の減少及び予防を図るべきである。

**7) 法による行政の指導を強化し，発生源から行政紛争を減少させる<sup>25</sup>。**法院の行政事件に対する裁判は紛争を収めることだけに満足してはならず，「権利の帰属を明確にする」ことをより重視し，裁判を下すことにより，物事を適正な方向に導くことに留意すべきである。規範性文書の同時審査を通じて，規範性文書制定機関による問題解決を速やかに提言すべきである。行政法規範が不完全，盲点が存在し，又は既に明らかに時代遅れである状況で，人民法院は法律の解釈，法律の盲点の補填等の方式を積極的に採用し，各方面の共通認識を得た前提の下で，能動的司法を堅持し，行政と司法の見解を統一し，行政法執行をリードすべきである。行政裁判白書及び司法意見

<sup>23</sup> 文献① 13頁参照。

<sup>24</sup> 文献① 13頁参照。

<sup>25</sup> 文献① 13～14頁参照。

等の方式により、行政機関による行政法執行に存在する普遍的問題の解決に速やかに協力する。適法性審査を全面的に理解し、瑕疵が存在する又は軽微な違法行政行為につき、行政機関が速やかに誤りを是正し、補正又はその他救済措置を講じて、行政行為に存在する不備・問題を解決し、行政名宛人の理解を求め、紛争の実質的解決を促進することを奨励する。行政機関の最初の判断と行政訴訟の再審との関係に適切に対処し、行政行為の適法性は行政機関の行為実施時の証拠、根拠に基づいて評価することしかできない。しかし具体的裁判方式を選択するにあたり、行政行為の実施後に新たに発見された証拠、根拠に基づいて、行政行為の効力及び効果を引き続き承認するか否かについて事実即ち判断を下すことができる。特に行政登録、行政確認、行政裁決等の主に当事者が提供する資料に基づき民事上の権益を確定する行政事件で、行政機関が既に適正で慎重な注意義務を果たした場合には、人民法院は判決で打消し又は行政行為の違法確認するにあたり、原告の賠償請求を棄却することができ、さらに虚偽資料を提供した当事者に相応の訴訟費用及びその他合理的費用の負担を命じることができる。新行訴法の違法確認判決、賠償及び救済措置実施等の方式を弾力的に適用することにより、法律関係の安定を維持し、裁判が社会管理秩序に与える比較的大きな衝撃を回避すべきである。

**8) 行政紛争の多元的な解決の仕組みの構築を積極的に模索する<sup>26</sup>。**行政紛争を解決するにあたり、行政訴訟を含む多元的紛争解決の仕組みが共同で役割を発揮する必要がある。人民法院は行政機関との意思疎通、協調を強化し、訴訟と行政調解、行政不服審査、行政裁決等の仕組みとの連携を促進すべきである。

**9) 行政裁判官の人材育成及び業務研修を強化する<sup>27</sup>。**行政事件の質と効率は最終的に行政裁判官の資質で決まるものであるが、行政裁判官の「量が少なく質が低い」現象は根本的改善には至っておらず、実務上のニーズへの適応が困難であることから、行政裁判官の人材育成強化が現在最も重要である。行政裁判官の人材育成を省以下の人・財・物の集中管理、裁判官定員制改革と緊密に組み合わせ、行政裁判の実務に適合する審査制度及び行政裁判官選抜制度を制定すべきである。行政裁判官の定員を科学的に確定し、裁判官と司法補助人員の編成比率を適正に定め、裁判官補佐、書記官の設置にあたり、裁判官のチーム構築に関する要件を満たし、裁判官の事務的業務の負担を軽減すべきである。

**10) 現在進行中の複数の法令改正業務に積極的に参加する<sup>28</sup>。**国务院法制弁公室は現在、「訴訟費用交納弁法」「政府情報公開条例」「行政復議法」等の改正を進めているところ、上述法令の改正業務を主体的に重視し、積極的に参加し、建議及び意見を速やかに提出し、現在の際立った問題を解決すべきである。

まず、行政裁判の特徴に適合した段階制費用徴収制度を検討し、評価した上で制定

---

<sup>26</sup> 文献①14頁参照。

<sup>27</sup> 文献①14頁参照。

<sup>28</sup> 文献①14頁参照。

し、事件分類における訴訟費用の役割を十分に発揮させ、多元的な仕組みによる解決を促進し、当事者の上訴権及び再審申立権を科学的に行使するよう指導すべきである。

また、政府情報公開を促進するとともに、公開の範囲・内容を科学的に確定し、政府情報公開の申請に「困難」と「濫用」が併存する現象を解決し、行政系統内部で情報公開に係る紛争を解決する仕組みを構築、整備することを奨励し、公民の情報公開申請権を速やかに保障するだけでなく、大量の情報公開関連紛争が直接司法手続に流れ込まないようにすべきである。

さらに「行政復議法」改正業務に積極的に参加し、省以下の行政不服審査の管轄権集中改革の行政裁判業務への影響を重視し、不服審査機関により多くの職権を与え、行政の一体化を強化し、行政機関及び不服審査機関の不要な訴訟負担を軽減すべきである。不服審査機関を被告とする事件件数の急増及び全体の敗訴率が極めて低い現象を解決することに留意し、不服審査と訴訟の関係及び管轄等の問題を全面的に考慮し、不服審査と訴訟との連携モデルを適正に確定し、制度の総合力を形成させ、国情に適合した行政紛争の多元的解決メカニズムを構築すべきである。

## 第4章 結語に代えて・公益訴訟に関する2017年改正

### 第1 検察機関提起による民事公益訴訟・行政公益訴訟の追加

#### 1 民事公益訴訟の展開

2017年6月27日、第12期全国人民代表大会常務委員会会議において、検察機関提起による公益訴訟を新たに追加する中国民訴法、行訴法の改正が決定されて7月1日から施行されており、民事・行政公益訴訟に関する基本的体系が明らかにされている。以下、本稿の結語に代えて2017年法改正の要点を指摘したい。

#### 1) 民事公益訴訟の創設

**民訴法55条** 環境汚染、多数消費者の合法的權益侵害等の社会公共利益を害する行為に対して、法律が規定する機関及び関係組織は、人民法院に訴訟を提起することができる。

中国の公益訴訟は1990年代から検察機関による試行業務が開始され<sup>29</sup>、環境汚染対策に重点を置いた規範性文書や環境保護法廷による実践を踏まえて、2012年8月決定の新民訴法55条<sup>30</sup>により法律上の制度として創設された。

民事公益訴訟は、事件と直接的利害関係のない民事主体が社会公共利益の保護の

<sup>29</sup> 1997年の河南省方南県検察院による国有財産低廉譲渡に関する公益訴訟を嚆矢とし、2000年公布の最高人民検察院「検察の職能強化、法による国有資産の保護に関する通知」に基づき、各地の検察機関が国有資産流失、環境汚染、独占・不当競争行為の制止、消費者權益保護等の公益訴訟に取り組み、2012年までの提訴数は143件であった（全国人大法工委民法室編『民事訴訟法立法背景と観点全集』（法制出版社、2012）（文献②と略）293頁参照）。

<sup>30</sup> 新民訴法55条につき全国人大法工委編・王勝明主編『中華人民共和國民事訴訟法積義・最新修正版』（法律出版社、2012）（文献③と略）100頁以下参照。

ために提起する訴訟である<sup>31</sup>。行政機関による社会公共利益の保護を原則としつつ、行政監督管理の不足・限界を補うもの<sup>32</sup>としての補充性と民事訴訟主体における直接的利害関係原則（民訴法119条1号）の例外としての謙抑性をベースに制度設計された新民訴法55条は、公益訴訟の原則的枠組み、すなわち訴訟対象となる公益侵害の内実を環境汚染と多数消費者の合法的権益侵害等とし、かつ訴訟主体については法律が規定する機関・関係組織と明記している。

## 2) 関連法による民事公益訴訟の具体化

**消保法47条** 多数消費者の合法的権益を侵害する行為に対して、中国消費者協会及び省、自治区、直轄市に設立された消費者協会は、人民法院に訴訟を提起することができる。

**環保法58条** 環境を汚染し、生態系を破壊し、社会公共利益を害する行為に対して、下記条件に適合する社会組織は、人民法院に訴訟を提起することができる。

(一) 法により区を設けている市級以上の人民政府民政部门に登録していること

(二) 環境保護公益活動に連続5年以上専門的に従事し、かつ違法記録がないこと

2 前項規定に適合する社会組織が人民法院に訴訟を提起する場合、人民法院は法によりそれを受理しなければならない。

3 訴訟を提起した社会組織は、訴訟を通じて経済的利益を貪ってはならない。

上記民訴法の原則的規定をうけて、さらに2013年10月の新消費者権益保護法47条が消費公益訴訟を、2014年4月の新環境保護法58条が環境公益訴訟をそれぞれ規定し、その適用範囲と訴訟主体の要件等を明らかにしたが、その本格的な実施には不十分であり、関連司法解釈の公布を待つ状況が続いていた<sup>33</sup>。

## 2 検察機関提起による民事・行政公益訴訟

### 1) 2015年7月授権決定

この点、2012年新民訴法、2014年新環保法の改正過程では検察機関を公益訴訟の提訴主体とすることも検討されたが、採用には至らず継続課題とされていた<sup>34</sup>。もっとも、2014年10月四中全会決定で強調された司法制度改革の一つに

<sup>31</sup> この点、公益保護目的で提起された訴訟は全て公益訴訟であり、公益侵害と直接的利害関係ある原告が提起した訴訟も含むとする広義説もあるが、立法起草機関は民事公益訴訟概念につき本文のように狭義説をとり、通常民事訴訟と峻別する（文献③101～102頁参照）。

<sup>32</sup> 「行政監督管理の限界の補充」とは、①実務上顕著な「違法コスト安、遵法コスト高」（法規制を遵守するより行政罰を払って違法操業を続ける方がコスト安）現象から、行政罰等では違法行為を抑止できず、公益損害の填補に不十分なこと、②地方保護主義等の制約を受けた行政機関が公益侵害に対して力を発揮できず、又は権限行使に消極的・不作為である状況への対応である（文献②298頁参照）。

<sup>33</sup> その後に最高人民法院は、①公益訴訟に共通する具体的訴訟手続につき2015年1月『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈」（284～291条）を、②環境民事公益訴訟特有の問題につき2014年12月「環境民事公益訴訟事件を審理する際に適用する法律の若干問題に関する解釈」全35条を、さらに③消費民事公益訴訟について2016年4月「消費民事公益訴訟事件を審理する際に適用する法律の若干問題に関する解釈」全19条をそれぞれ規定して、公益性・実効性の確保が目指されている。

<sup>34</sup> 民訴法改正案起草段階では、検察機関は憲法上の法律監督機関として主に国家機関と関係組織及び職員への法執行、法律遵守を監督する方法（訴え提起の督促・支持、刑事附帯民事訴訟）によって公益を保護するため、原則として直接の公益訴訟提起は不相当であり、特別の原因で公益代表機関がないか、

『検察機関提起による公益訴訟制度の構築』が掲げられ、2015年7月には全国人大常務委員会で「一部地域における公益訴訟の試行業務実施について最高人民検察院に授権することに関する決定」が可決された。この『授権決定』は、検察機関が提起する公益訴訟の事件範囲として生態環境及び資源の保護、食品・医薬品の安全性<sup>35</sup>、国有財産の保護、国有地使用権の譲渡等の分野とする旨を定めるが、これらは国家・社会公共の利益保護に直接関わる分野であり、かつ公衆が非常に注目する民生分野でもある。

## 2) 2017年6月民訴法・行訴法の改正決定

上記『授権決定』に基づいて北京市等13の省・区・市において2015年7月から試行業務が開始され、2年間の実践を踏まえて<sup>36</sup>2017年6月全国人大常務委員会の民訴法・行訴法の改正決定により、検察提起による民事公益訴訟（民訴法55条2項）と行政公益訴訟（行訴法25条4項）が新たに追加された。

**民訴法55条2項** 人民検察院は、職責履行に際して生態環境と資源保護の破壊、食品・医薬品の安全性の領域で多数消費者の合法的權益を侵害する等の社会公共利益を害する行為を発見した場合に、前項で規定する機関及び組織が存在しないか、又は前項で規定する機関及び組織が訴訟提起しない状況において、人民法院に訴訟を提起することができる。前項で規定する機関又は組織が訴訟を提起した場合には、人民検察院は訴訟提起を支持することができる。

**行訴法25条4項** 人民検察院は、職責履行に際して生態環境と資源の保護、食品・医薬品の安全性、国有財産の保護、国有地使用権の譲渡等の領域で管理監督職責を負担する行政機関に違法な職権行使又は不作為があり、国家利益又は社会公共利益が侵害を受けたことを発見した場合、行政機関に対して検察建議を提出し、その法に基づく職責履行を督促しなければならない。行政機関が法に基づく職責履行をしない場合には、人民検察院は法に基づき人民法院に訴訟を提起する。

3) 上記改正法のポイントは次のとおりである。第1に検察提起による公益訴訟の事件範囲につき、①行政公益訴訟では「授権決定」と同様に、生態環境及び資源の保護、食品・医薬品の安全性、国有財産の保護、国有地使用権の譲渡等の領域での国

---

その不作為状況下に限り提訴可能としていたが、2012年新民訴法では採用に至らなかった（文献③113頁参照）。

<sup>35</sup> 国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」の支援対象法令ともされたように、中国の食品安全問題が喫緊の課題であることは、「舌の上の安全を守る史上最も厳格な法」と称される2015年食品安全法の改正論点と新法の執行検査報告に顕著に現れている（白出『国民生活研究』第57巻1号26頁以下参照）。

<sup>36</sup> 2015年7月から2017年5月までに各試行地域の検察機関が処理した公益訴訟事件は7886件であり、このうち訴訟前手続を行った事件が6952件、提訴した事件は934件である。訴訟前手続が行われた事件のうち、行政機関が主体的に違法行為を是正した事件が4358件、関連社会組織が提訴した事件が34件である。提訴事件のうち、人民法院が判決を下して結審した事件は222件であり、全ての事件において検察機関の訴訟請求が支持されている。試行業務における事件内訳は、生態環境・資源保護分野が5579件、食品・薬品安全分野が62件、国有資産保護分野が1387件、国有土地使用権の譲渡分野が858件である（草案説明について全国人大HPの下記URLを参照）。

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-06/29/content\\_2024890.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-06/29/content_2024890.htm)。

家・社会公共利益の侵害とする。他方、②民事公益訴訟では生態環境及び資源の保護、食品・医薬品の安全性等の領域での多数消費者の合法的權益侵害等の社会公共利益の侵害としている。

第2に、①行政公益訴訟の提起前において、檢察機關は、行政機關に対して檢察建議を提出し、法に基づく職責履行を督促しなければならず、依然として行政機關が不作為の場合に提訴する旨を定める。他方、②民事公益訴訟では、法律が規定する機關・関係組織が存在しない、又は法律が規定する機關・関係組織が提訴しない状況において、檢察機關は人民法院に提訴することができ、法律が規定する機關・関係組織が提訴した場合は、檢察機關は当該訴えを支持できる旨を定める。

4) 檢察機關提起による公益訴訟制度を制定する意義・必要性として、「草案説明」は次の点を指摘している。すなわち、第1に、国家及び社会公共の利益をより手厚く保護する上で有益であること。具体的にはまず生態環境及び資源の保護、次に民生分野の保護（生活ゴミの処理、飲料水の安全、食品・医薬品の管理監督等）、さらに国有財産保護の各分野である。

第2に、公益保護体系の継続的整備を促進すること。すなわち、①行政公益訴訟主体の不在を補う意義がある（行政機關が違法を是正しない、又は職責履行を怠る状況の下で、檢察機關は檢察建議、公益訴訟の提起等の方式を通じ、行政機關が法による公益保護の職責を履行するよう促し、人民法院に行政公益訴訟を提起し、国家・社会公共の利益が効果的に保護される状況を確保する）。

②行政機關が法に基づく行政、厳格な法執行を行うよう促すことができる。行政公益訴訟では訴訟前手続が必須の手続とされており、檢察機關は檢察建議の提出を通じて、行政機關が法に基づき職責を履行するよう促し、行政機關の法による行政に対する主体性・積極性を強化できる。

③法律の規定する機關及び組織が公益保護に積極的に参加するよう働きかける。民事公益訴訟において、檢察機關が積極的に関係社会組織と交流し、条件を満たす社会組織が公益訴訟を提起するよう誘導、支持、提言し、法律相談、証拠収集等の面から専門的な支援・協力を行うことは、行政機關、社会公益組織、司法機關が共同で公益を保護する体制を構築する上で有用である。

第3に、檢察機關による公益訴訟提起制度の内容が試行による検証を受けたこと、及び試行業務が各方面から認められたこと、である。

5) 上記の改正法は、いずれも檢察機關提起による公益訴訟制度に関する原則的規定にとどまるため、今後さらに檢察機關による公益訴訟の提起及び人民法院による公益訴訟事件の審理に関する具体的手続に関する規則が制定される予定であり、これらによって公益訴訟制度の全貌が明らかとなる。さらなる実務の蓄積と理論的發展が期待されるところである。

以上